

本大會は右の主旨要綱に基く細目の起草を執行委員会に一任し、理事會の承認を経てその實現を期することを命ず。

十五、工場法違反摘發運動の件(可決)

東京鐵工組合提案

十六、屋外労働者保護法制定要求の件(可決)

運輸労働組合提案
神奈川聯合會

十七、健康保險法中第十八條修正要求の件(可決)

製鋼川崎支部提案

十八、工場法中扶助料規定一部改正の件(可決)

神奈川製材労働組合提案

〔内容〕 工場法施行令第七條「傷害扶助料を支給すべし」とあるを「即時」支給すべしと改正すること。

十九、切手制度採用に關する決議(可決)

關東労働同盟提案

決議

本同盟加盟の各組合は會費領收切手を採用するものとす従つて各組合員は會費支拂後切手を受け之を會員證に貼付すべし

二十、濱口民政黨内閣彈劾決議案(可決)

神奈川聯合會提案

決議

我日本労働總同盟關東労働同盟會第八回大會は右の理由に依り現民政黨内閣を彈劾する。

一、組閣期初に於て特別議會の召集を懇請し非立憲的態度を取ること

一、為平價に依る金解禁の斷行に依つて經濟界を不安に醸成せしめ、其の犠牲を無階級にのみ轉移し不安を醸成したる事

一、不合理の緊縮節約を強調し消費の減退、生活の縮小等を招來し、財界をして未曾有の不況に陥らしめたる事

一、官吏減俸案撤回に依つて政策實行の根柢に實に民衆生活に對する根本意識のないことを暴露すること

一、資本家本位の産業合理化に依り、労働階級の生活に一大恐怖を與へ失業者を増加せしめたること

一、第五十八議會に於て勤勞大衆の現實苦を無視し、多數金融資本閣を擁護すべく幾多の法律を制定したる事

一、労働組合法制定の公約を無視し、社民黨提出の組合法案を審議未了に終らしめたる事

有決議す

〔豫算委員會報告〕

〔法規委員會報告〕

〔役員選衛委員會報告〕

委員長 三輪 青次 承認

委員長 山良多一郎 承認

委員長 田中芳太郎 承認

新役員

會長 松岡 駒吉 副會長 内田 藤七

主事 齋藤 健一 會計 福岡金次郎

會計監査 岡山千之助 同 今井松太郎

同 茂澤 清

執行委員

原 虎一 土井 直作 徳永 正報

第八回大會決議の執行及現狀

一、暴壓請法令改廢要求に關する件

あらゆる機會を捉へて、改廢に對する闘争を行ひ、社會的輿論の喚起に努力したが、依然、主要法令に就いて、その目的を達することが出来ない。僅かに、第五十九議會に於て違警罪即決令の改正を見るに止まつたのみである。右改正の事狀左の如し。

改正條項

第三條 左の一項を加ふ

被告人の法定代理人補佐人又は配偶者は被告人の爲め獨立して前項の請求(註正式裁判請求)を爲すことを得

一、開會の辭

總同盟歌合唱 萬歳三唱(午後六時半)

池 善二 仲瀧 藤次 近藤 武男

熊本 虎藏 當 清 藤原 伊之助

堀越 梅男 富田 繁藏 井堀 肇雄

三木 治朗 松岡 駒吉

第十條ノ二 前二項の規定により留置したる場合に於ては速に被告人の法定代理人、補佐人、直系尊屬、直系卑屬配偶者及被告人の屬する家の戸主被告人の指定する者に其の旨を通知す可し

第十四條 第九條又は第十條の規定に依り留置せられたる者の接見又は書類其他の接受に付ては刑事訴訟法第百十一條及び第百十二條一項の規定を準用す但し接見は之を禁ずることを得ず

これ等については少々説明して置く。

(一)從來も違警罪即決でやられた場合、正式裁判を請求することは出来た。然し、この請求は本人の意思によるも